

令和6年度 第1回 自転車の活用推進に向けた有識者会議

第2次自転車活用推進計画のフォローアップ



自転車活用推進計画の構成



1. 総論

- (1) 自転車活用推進計画の位置付け（経緯、法律の基本理念等）
- (2) 計画期間（長期的な展望を視野に入れつつ2025年度まで）
- (3) 自転車を巡る現状及び課題

2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

▶ 法の基本理念等を踏まえ、自転車の活用の推進に関する目標と、目標達成のために実施すべき施策

- | | | |
|--|--|---|
| <p>【目標1】自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成</p> <ul style="list-style-type: none">1. 地方公共団体における計画策定・施策実施の促進2. 自転車通行空間の計画的な整備の推進3. 路外駐車場等の整備や違法駐車取締りの推進等4. シェアサイクルの普及促進5. 地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備推進6. 情報通信技術の活用の推進7. 生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた取組の実施 | <p>【目標2】サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none">8. 國際規格に合致した自転車競技施設の整備促進9. 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出10. 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進11. 自転車通勤等の促進 | <p>【目標4】自転車事故のない安全で安心な社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none">14. 高い安全性を備えた自転車の普及促進15. 多様な自転車の開発・普及の促進16. 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進17. 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や指導・取締りの重点的な実施18. 学校等における交通安全教室の開催等の推進19. 地方公共団体における計画策定・施策実施の促進（再掲）20. 自転車通行空間の計画的な整備の推進（再掲）21. 災害時における自転車の活用の推進22. 損害賠償責任保険等への加入促進 |
| <p>【目標3】サイクリツーリズムの推進による観光立国の実現</p> <ul style="list-style-type: none">12. 國際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致13. 走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出 | | |

3. 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置

▶ 施策の着実な実施のための、計画期間中に講ずべき具体的な措置を記述

4. 自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- (1) 関係者の連携・協力
- (2) 計画のフォローアップと見直し
- (3) 調査・研究、広報活動等
- (4) 財政上の措置等
- (5) 附則に対する今後の取組方針

目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成



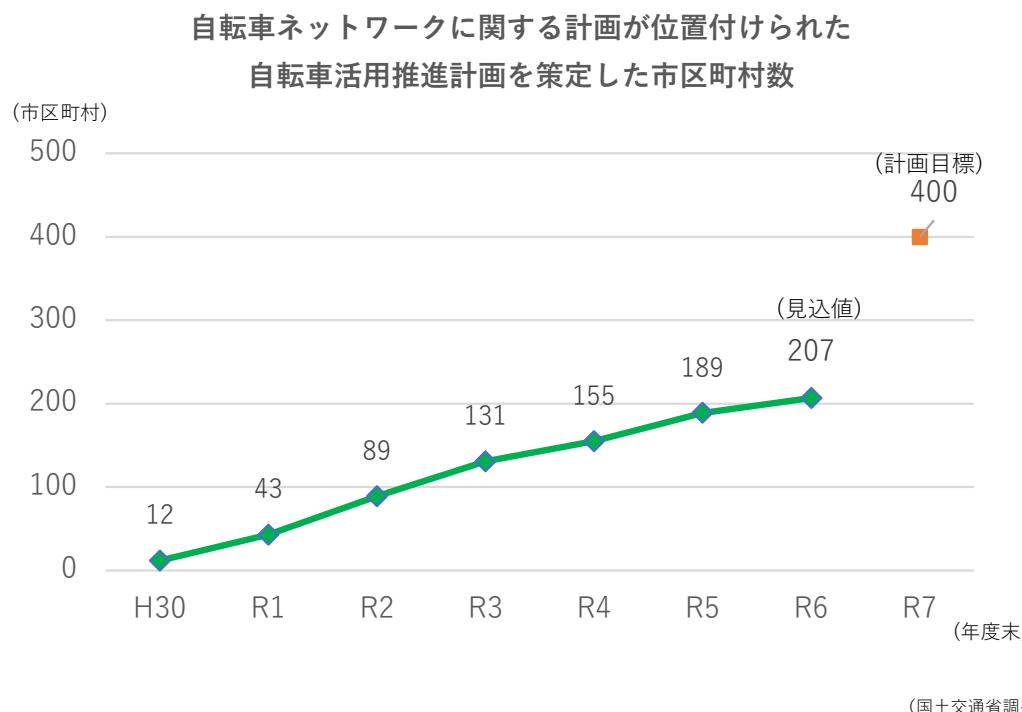
施策

1. 地方公共団体における自転車活用推進計画の策定及び計画に基づく施策の着実な実施を促進する。
6. シェアサイクルの運営、地方公共団体における自転車活用推進計画策定等の効率化・高度化に向けて、情報通信技術の活用を推進する。

取組事例

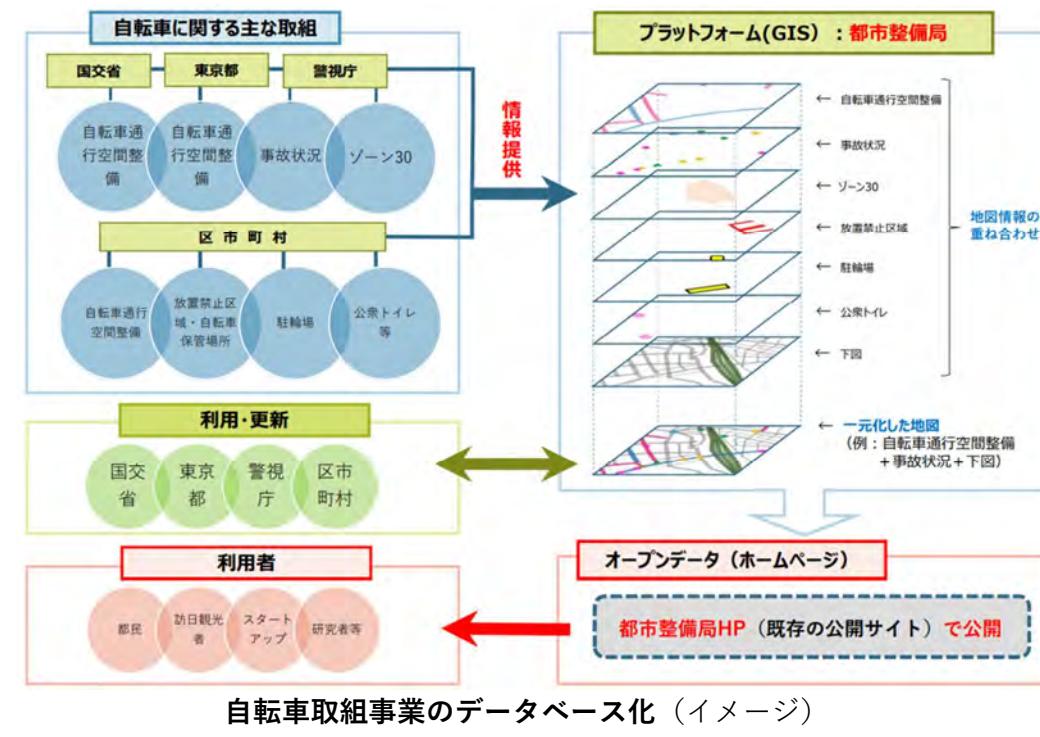
○ 地方公共団体の自転車ネットワーク計画策定の促進

- ・自転車通行空間の計画的な整備に向けて、「地方版自転車活用推進計画策定の手引き(案)」や「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を周知しつつ、地方公共団体における自転車ネットワーク計画の策定を促進



○ 自転車に関するデータのデータベース化

- ・自転車通行空間や事故状況など自転車に関する各種データを地図情報と重ね合わせて一元化し、オープンデータ化



(出典：東京都ホームページ)

目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

施策

- 歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進する。
- 路外駐車場や荷さばき用駐車スペースの整備、自転車通行空間上の違法駐車取締りの推進等により、自転車通行空間の確保を促進する。

取組事例

○ 自転車通行空間の整備に関するガイドラインを改定

- 自転車通行空間の考え方等を示した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(国土交通省道路局、警察庁交通局)を改定(令和6年6月)し、道路空間再配分等による空間整備を推進

ガイドラインの改定ポイント

① 空間再配分

限られた道路空間の中で、現地状況に応じた柔軟な再配分等を行うことによる自転車道や自転車専用通行帯の整備手法を例示。



② 路上駐停車対策

都道府県警察と道路管理者が連携して取組む対策内容を充実。

<停車帯等>

自転車の安全かつ円滑な通行の確保に支障がないよう、必要に応じて停車帯等を設置。



国道1号(白金一丁目交差点～(仮称)高輪台交差点)の自転車通行空間整備 (R6.11)

- 道路空間再配分により第1車線を自転車専用通行帯に変更
- 秩序ある駐車を促すため、貨物車専用駐車枠を設置



(出典：「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(国土交通省・警察庁))

○ デコ活 - 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動 -

- 2050年カーボンニュートラル等の実現に向け、国民の行動変容等を後押しする国民運動として「デコ活」を展開
- 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後で示す絵姿の実現に向けた具体的な取組として、「できるだけ公共交通・自転車・徒歩で移動する」など13種類のデコ活アクションを推進



脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの絵姿

(出典：環境省ホームページ)

目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

施策

5. 地方公共団体と鉄道事業者との連携を強化すること等により、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備を推進する。

取組事例

○自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドラインの改訂

- ・近年のモビリティの多様化等を踏まえた自転車等駐車場の整備方策や都市におけるシェアサイクルの活用方策等の解説を追加し、令和6年度末にガイドラインを改訂



自転車版ETCを導入した入出庫システム



多様な自転車に対応した駐輪スペースの設置例

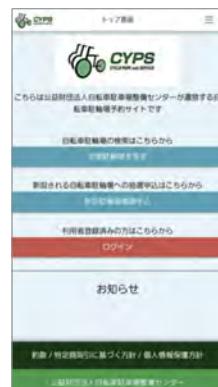
(出典：「自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン」（国土交通省）)

駐車スペース等既存ストックの活用例



○駐輪場の定期利用のWEB対応・キャッシュレス化

- ・公益財団法人自転車駐車場整備センターにおいて、駐輪場の定期利用をWEB申込・キャッシュレス決済で利用できるサービス「CYPs」を提供



利用の申込み



利用可否の確認



決済用サイトで支払い



QRコード
読み取り



シール発券



1234-5678-9-1234
99 99 から
22 / 01
あい1234
バイク 小 01
中名姓 ***
下名姓 ***

CYPsの利用の流れ

(出典：公益財団法人自転車駐車場整備センターホームページ)

目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成



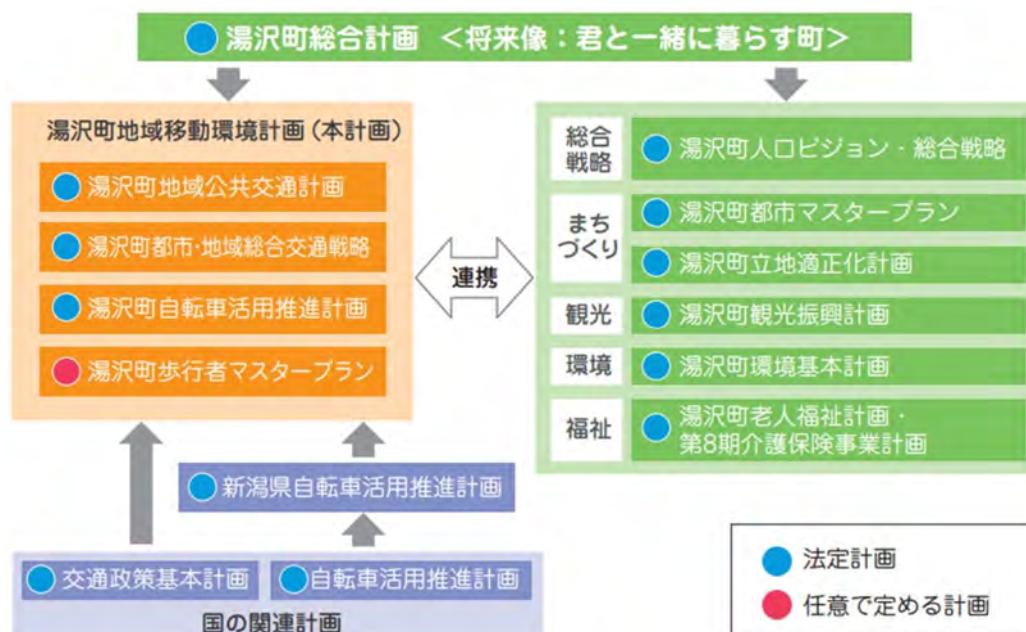
施策

7. 歩行者・自転車中心のまちづくりと連携し、生活道路における通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備についての総合的な取組を実施する。

取組事例

○ 地域公共交通計画と自転車活用推進計画の一体策定

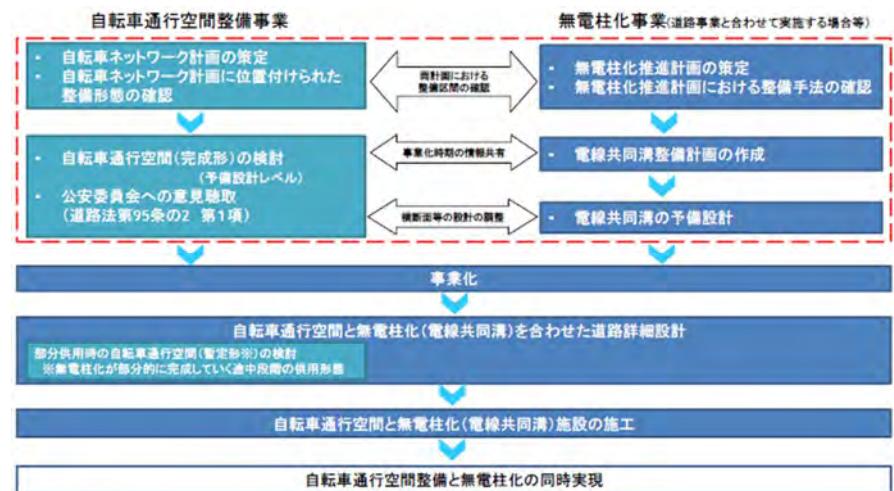
- ・地域公共交通活性化法に基づく「地域公共交通計画」と自転車活用推進法に基づく「自転車活用推進計画」を一体的に策定
- ・自転車を交通の手段として位置づけ、公共交通と自転車を一体として役割や考え方を記載



(出典：湯沢町ホームページ)

○ 無電柱化事業と合わせた自転車通行空間の整備の推進

- ・自転車通行空間を整備する機会を逃さないよう、無電柱化事業との円滑な連携を進めるための手順をガイドラインに記載



(出典：「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（国土交通省・警察庁）)



無電柱化事業と連携した自転車通行空間整備

目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

施策

4. 公共的な交通であるシェアサイクルと公共交通機関との接続強化や、サイクルポートの設置促進等により、シェアサイクルの普及を促進する。

取組事例

○シェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドラインの策定

- ・シェアサイクルの更なる普及促進に向け、地方公共団体への情報提供の充実を図るため、制度運用の考え方や先進的な取組事例等をまとめて、「シェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドライン」を令和5年9月に策定

ガイドラインのポイント



<構成>

- 第1章 イントロダクション
- 第2章 シェアサイクル事業の導入に向けた手順
導入に向けた手順、導入要否の検討、事業者の選定、実施に向けた準備 等
- 第3章 持続可能な事業となるためのポイント
採算性の確保、利便性の向上、安全・安心の確保
- 第4章 参考資料
 - ・補助事業等一覧
 - ・サイクルポート設置場所の確保に関する法令

(出典：「シェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドライン」（国土交通省・自転車活用推進本部）)

○シェアサイクルの共同ポートの設置

- ・異なるシェアサイクル事業者の車両であっても返却等が可能な共用ポートを、横浜市シェアサイクル事業において令和7年度から順次導入
- ・異なる事業者間でのポートの共同利用を実現させることで相互乗入が可能となり、ポートの価値を最大化



シェアサイクルの共用ポート（イメージ）

(出典：横浜市ホームページ)

目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

施策

8. 自転車競技の普及・振興に向け、国際規格に合致した自転車競技施設の整備等を促進する。
9. 公道や公園等の活用により、安全に自転車に乗れる環境の創出を促進し、障害者や幅広い年齢層におけるサイクルスポーツの振興を推進する。

取組事例

○ 競輪場を活用した自転車を楽しむイベントの実施

- ・競輪場を活用して、誰もが自転車を楽しむことができるイベントを定期的に開催 (Cycle Smile Japanプロジェクト*)

* 一般社団法人日本パラサイクリング連盟では、いわき平競輪場のバンクを活用したイベントを概ね月に1回開催



(出典：一般社団法人パラサイクリング連盟ホームページ)

○ 国際規格に合致した競技施設の整備等の支援

- ・国際規格に合致した競技施設を整備しようとする地方公共団体等からの相談等に応じて、活用可能な支援制度の紹介等を実施

○ 国際規格に基づいた自転車競技施設の整備

- ・千葉競輪場の跡地に、自転車競技の国際規格に基づいた250m木製トラック(バンク)を有する多目的スポーツ施設である千葉JPFドーム(TIPSTAR DOME CHIBA)を民間資金により整備



施設の外観



バンクと客席

(出典：千葉市ホームページ)

目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

施策

- 国民の健康に関する理解力を底上げし、自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発を推進する。
- 自転車通勤等を促進するため、広報啓発の強化をはじめ総合的な取組を推進する。

取組事例

○ 自転車の利用など適度な運動による健康づくりの推進

- 「健康寿命をのばそう」をスローガンに、人生の最後まで元気に健康で楽しく毎日が送れることを目標とした国民運動「スマート・ライフ・プロジェクト」を展開
- 趣旨に賛同する企業・団体・自治体メンバーを広げつつ、優れた活動・取組を表彰する「健康寿命をのばそう！アワード」や健康に関するイベント・コンテンツの情報提供等を実施



【参画団体数：12,202団体（R7.1末）】



健康寿命をのばそう！アワードトロフィー

- 健康づくりのための身体活動等の取組を推進するため、推奨される身体活動等を解説した「**健康づくりのための身体活動・運動ガイド2023**」や「**アクティブガイド2023**」を策定



アクティブガイド2023(成人版)

個人差を踏まえ、強度や量を調整し、可能な限り取り組む 今よりも少しでも多く身体を動かす		
対象者※1	身体活動※2 (=生活活動+運動)	座位行動※3
高齢者	歩行又はそれと同等以上の 持久力以上の運動の 身体活動を 1日40分以上 (1日約6,000歩以上) (1週15ヶ月・時以上) 【歩くトレーニングを週4~5回】	運動 有酸素運動・筋力トレーニング・バランス運動・柔軟運動など必要な場合は3日以上 座りっぱなし時間があまりなく できないように活動する 【立位のまま歩く・しゃぶしゃぶ運動など】
成人	歩行又はそれと同等以上の 持久力以上の運動の 身体活動を 1日60分以上 (1日約8,000歩以上) (1週15ヶ月・時以上) 【歩くトレーニングを週4~8回】	運動 足が運べる程度以上の 持久力以上の運動の 運動を 60分以上 (1週15ヶ月・時以上) 【歩くトレーニングを週4~8回】
子ども	【歩行又はそれと同等以上の運動の 身体活動（主に有酸素性運動）を日1回以上行う ・基礎体力の強化性体力や筋肉・骨を活性化する身体活動を3日以上行う ・身体を動かす時間の割合をかけわざす。限りっぽい心地感を減らす。特に会話のスクリーンタイムを減らす。】	

健康づくりのための身体活動・運動 推奨事項一覧

(出典：厚生労働省ホームページ)

○ 自転車通勤の促進

- 「**自転車通勤推進企業**宣言プロジェクト」として、自転車通勤を積極的に推進する事業者等について、宣言企業または優良企業として認定



「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト
「優良企業」認定等表彰式 (R6.5)

宣言企業



91社

優良企業



11社

(R7.2時点)

- 自転車通勤の促進のため、制度導入を検討する事業者等向けに策定した「**自転車通勤導入に関する手引き**」について最新の事例等を反映し、令和6年7月に改定



令和6年7月
自転車通勤導入に関する手引き



図 20

まちのリポートを利用する
従業員の様子

図 20

シェアサイクル導入
(電動アシスト自転車)

新たに追加したトピックの例
(シェアサイクルを活用して
自転車通勤を促進)

(出典：「自転車通勤導入に関する手引き」
(自転車活用推進官民連携協議会))

目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国実現



施策

12. 関係者が連携して、自転車に関する国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致を推進する。
13. 官民が連携した走行環境の整備や、サイクルトレインの拡大等によるサイクリストの受入環境の整備等により、ナショナルサイクルルートをはじめとする世界に誇るサイクリング環境を創出するとともに、国内外へのPR等を行い、サイクルツーリズムを推進する。

取組事例

○ 自転車に関する国際的な会議の開催・誘致

- ・「国際自転車安全会議(ICSC)2024」が、今治市で開催され、欧米・アジアから約180名の専門家等が参加 (R6.11)
【主催：(公財)国際交通安全学会】



基調講演



パネル展示
(出典：今治市ホームページ)

- ・自転車や交通計画に関する国際会議「Velo-city」について、愛媛県が2027(令和9)年開催地として決定 (R7.1)



愛媛県武道館
(会議の会場予定地)

(出典：愛媛県ホームページ)

Velo-City2024 Ghentの開催風景



全体会議



バイクパレード

○ ナショナルサイクルルートの2次指定 (R3.5)

- ・我が国を代表するナショナルサイクルルートについて、新たに3ルートを指定し、サイクルツーリズムを推進



2次指定されたナショナルサイクルルートの3ルート

○ サイクルトレイン等の導入推進

- ・サイクルトレイン等の導入検討に役立つ参考事例等をまとめた「サイクルトレイン・サイクルバス導入の手引き」を作成(R5.3)
- ・サイクルトレインの取組や支援等に係るWEBページを新設(R6.1)



サイクルトレイン実施路線数



(出典：第13回鉄道部会 資料1（令和6年8月1日）)



NATIONAL CYCLE ROUTE

目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現



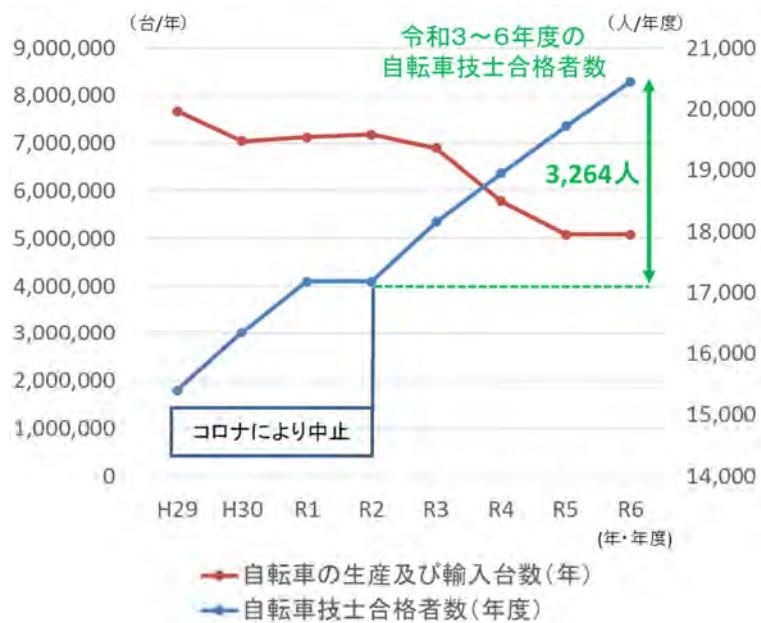
施策

14. 自転車が備えるべき安全性に関する品質基準について、国民に分かりやすく示し、高い安全性を備えた自転車の普及を促進する。
15. 高齢者、障害者等多様な者が安全かつ快適に利用できる自転車の開発及び普及を促進する。
16. 自転車の安全な利用に寄与する人材の知識・技術の向上を促進し、より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の取組を促進する。

取組事例

○ 自転車の組立・検査・整備を行う技術者の確保

- ・自転車に関する技術者を確保するため、自転車技士試験の受験要件の見直しを行いつつ、情報提供の充実による技能向上に資する取組等を実施



(出典：日本車両検査協会提供資料等より作成)

○ タンデム自転車の公道走行がすべての都道府県で実現

- ・令和5年7月に東京都でタンデム自転車の公道走行が認められ、全ての都道府県においてタンデム自転車*の二人乗りでの公道走行が可能となった



* タンデム自転車は、2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車のこと。例えば視覚障害者でもパイロットが前席でハンドルやブレーキを操作することで一緒にペダルを漕いで乗ることができる。

「太平洋岸自転車道をタンデム自転車でつなないじゃえ2023」プロジェクト

- ・ナショナルサイクルルートである太平洋岸自転車道について、千葉県銚子市から和歌山県和歌山市までの1100kmのルートを9日間かけて、障害者の方々と一緒にタンデム自転車で走るプロジェクト(R5.4~5)。



(出典：太平洋岸自転車道をつなないじゃえプロジェクトホームページ)

目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現



施策

17. 国民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施により、自転車利用者をはじめとする道路利用者全体の安全意識を醸成し、自転車の安全な利用を促進する。
18. 自転車を含む交通安全教育を推進するため、教職員に対する研修及び学校等における交通安全教室の開催等を推進する。

取組事例

○ 自転車等の交通安全のための制度の整備

- 令和4年道路交通法改正により、自転車のヘルメット着用が令和5年4月より努力義務化
- 令和6年道路交通法改正により、自転車の運転中のながらスマホの禁止や飲酒運転に対する罰則の整備、自転車等に対する青切符の適用等を規定

① 携帯電話使用等及び酒気帯び運転の禁止



(出典：政府広報オンライン「2024年11月自転車の「ながらスマホ」が罰則強化！「酒気帯び運転」は新たに罰則対象に！」)

② 自転車等の安全を確保するための規定の創設



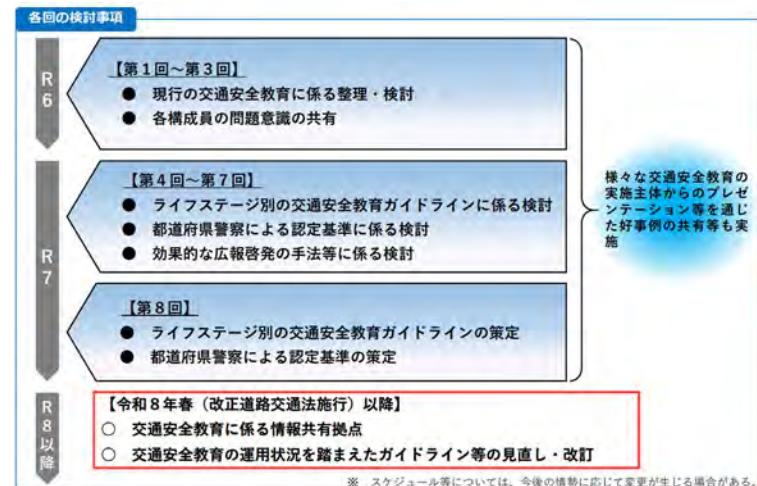
車道における自動車等と自転車等の側方接触を防止するため新たな義務として、自動車等が自転車等の右側を通過する場合において両者の間に十分な間隔がないとき、

- | | |
|------|----------------------|
| 自動車等 | 自転車等との間隔に応じた安全な速度で進行 |
| 自転車等 | できる限り道路の左側端に寄って通行 |

③ 自転車等に対する交通反則通告制度（青切符の適用）

○ 交通安全教育のガイドライン策定に向けた検討

- 自転車の交通安全教育の更なる充実化を図るため、官民連携の協議会において、ライフステージに応じた自転車の交通安全教育に係るガイドラインの策定に向けた検討を実施



自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会の検討経緯



(出典：第1回自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会（令和6年7月8日）)

目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現



施策

- 危機管理体制の強化、避難行動への活用等、災害時における自転車の活用を推進することにより、地域社会の安全・安心の向上を図る。
- 都道府県等に対して自転車損害賠償責任保険等への加入を義務付ける条例の制定を促進するとともに、利用者等に対して情報提供を強化すること等により、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進する。

取組事例

○ 災害時における自転車の活用

- 大規模な地震が発生して鉄道等の公共交通機関が一時運休となった際に、これら公共交通機関に代わって、自宅と職場の間の移動手段等としてシェアサイクルが活用されている

最大震度5強の地震が発生した翌早朝において
東京都心のシェアサイクルポートが空になった様子→
(令和3年10月8日)

(出典：ドコモ・バイクシェアアプリ画面より作成)



- 大規模災害が発生した際に自動車等の移動手段が利用できなくなった場合を想定して、管理施設の緊急パトロールを迅速に実施できるよう、平時において自転車を活用した緊急パトロールの訓練を実施



自転車を使用した港湾施設点検訓練
(中部地方整備局清水港湾事務所(R6.11.28))



○ 自転車損害賠償責任保険等の加入の促進

- 自転車事故における被害者救済の観点から、都道府県等では自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化等する条例を制定

地方公共団体の条例の制定状況(令和6年4月1日現在)

条例の種類	都道府県
義務化	34 宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県、石川県、富山県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
努力義務	10 北海道、青森県、岩手県、茨城県、富山県、和歌山县、鳥取県、徳島県、高知県、佐賀県



自転車事故への備えに関するチラシ

自転車の活用の推進に関する指標



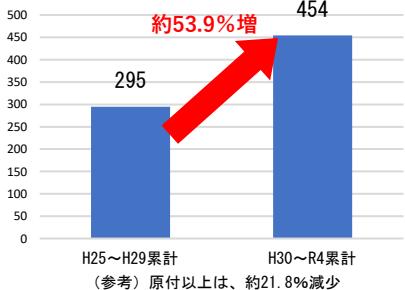
目標	指標名	初期値		目標値		実績値(今回)	
		値	時点	値	時点	値	時点
目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成	自転車ネットワークに関する計画が位置付けられた自転車活用推進計画を策定した市区町村数	89市区町村	令和2年度	400市区町村	令和7年度	207市区町村	令和6年度見込
	シェアサイクル事業が位置付けられた自転車活用推進計画を策定した市区町村数	60市区町村	令和2年度	240市区町村	令和7年度	143市区町村	令和6年度見込
目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現	通勤目的の自転車分担率	15.2%	平成27年度	18.2%	令和7年度	13.8%	令和3年度
目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国実現	先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートの数	56ルート	令和元年度	100ルート	令和7年度	117ルート	令和6年度
目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現	自転車の安全基準に係るマークの普及率	39.8%	令和元年度	45%	令和7年度	43.6%	令和5年度
	自転車乗用中の交通事故死者数	419人	令和2年	第11次交通安全基本計画の計画期間に、自転車乗用中の死者数について、道路交通事故死者数全体の減少割合以上の割合で減少させることを目指す。	令和7年度	327人	令和6年
	自転車技士の資格取得者数	836人／年	令和元年度	計4,900人／5年	令和3～7年度	3,264人	令和3～6年度
	自転車損害賠償責任保険等の加入率	59.7%	令和2年度	75%	令和7年度	63.2%	令和6年度

1 令和6年 道路交通法の一部を改正する法律（自転車関係）

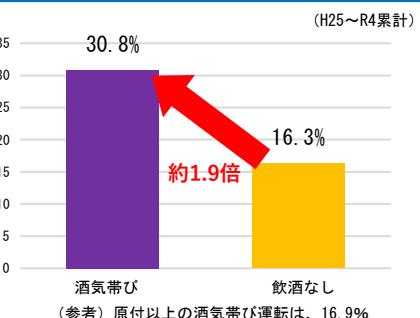
警察庁

① 自転車の運転における携帯電話使用等及び酒気帯び運転の禁止 → 令和6年11月1日施行

携帯電話使用等に起因する交通事故件数



酒気帯び運転による死亡重傷事故率



- 自転車の運転中の携帯電話使用等に起因する交通事故は増加傾向
- 自転車を酒気帯び状態で運転したときの死亡重傷事故率が高い

自転車の運転中の携帯電話使用等及び酒気帯び運転を禁止するとともに、罰則規定を整備し、交通事故を抑止

② 自転車等の安全を確保するための規定の創設 → 公布の日から2年内に施行



同一方向に進行する自動車等対自転車事故のうち自転車の右側面が接触部位の事故割合は増加傾向（令和4年は53%にまで増加）

車道における自動車等と自転車等の側方接触を防止するため新たな義務として、自動車等が自転車等の右側を通過する場合において両者の間に十分な間隔がないとき、

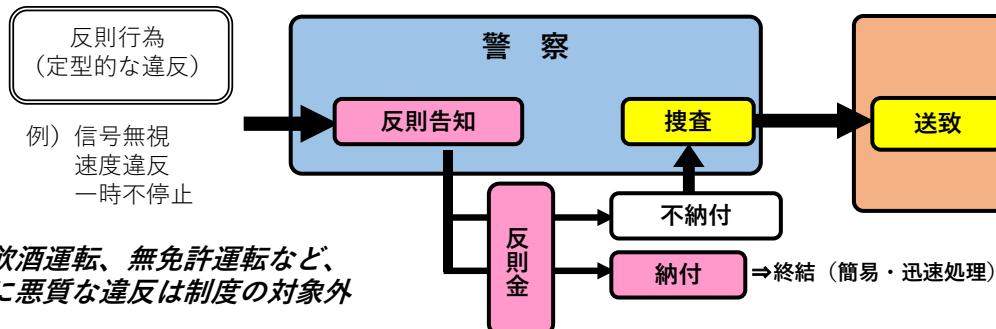
自動車等　自転車等との間隔に応じた安全な速度で進行

自転車等　できる限り道路の左側端に寄って通行

③ 自転車等に対する青切符（交通反則通告制度）の適用 → 公布の日から2年内に施行

自転車の検挙件数が増加する中、現行の違反処理（刑事手続）では、取締り現場での長時間の手続や後日の出頭、前科が付く可能性がある。

【交通反則通告制度と刑事手続との関係】



自転車等の運転者（16歳未満の者を除く。）がした一定の違反行為を交通反則通告制度（青切符）の対象とし、合理化を図る。

※ 反則金の納付は「任意」であるため、反則金を納付しないことにより、刑事手続による処理を選択することができる。



改正の内容

○自転車に対する交通反則通告制度（青切符）の適用

- + 自動車等が自転車等の側方を通過するときの両者の義務に係る規定を新設

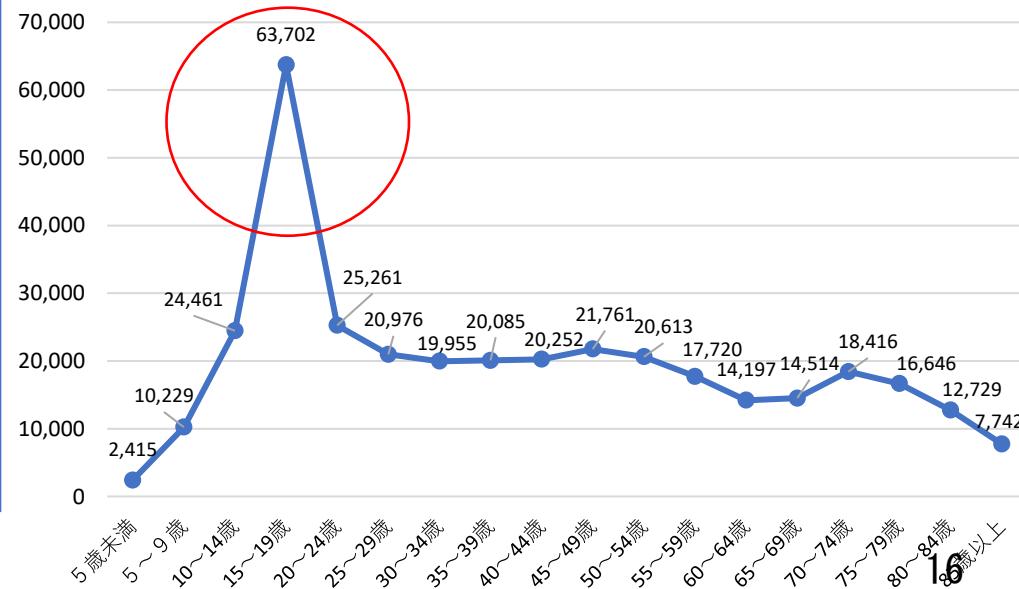
基本的な考え方

- 警察官の警告に従わずに違反行為を継続した場合や交通事故に直結する危険な運転行為をした場合等悪質・危険な行為を取締り
- 重点地区・路線を中心とした指導警告・取締り

施行までの課題

- ライフステージに応じた交通安全教育の充実（官民連携協議会において検討を実施）
- 中高生を対象とした交通安全教育の充実（中高生の死傷事故が多い）
- 取締りの基本的な考え方の整理

年齢別自転車乗用中死傷者数（令和元年～令和5年の総計）



4 自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会について

警察庁

目的

様々な自転車の交通安全教育に係る実施主体の情報共有の拠点とともに、それぞれの知見等を取り入れた自転車の交通安全教育に係るガイドラインの策定等、交通安全教育の更なる充実化を図るために設置するもの。

構成員

- ◆ 自転車関係団体
- ◆ その他関係団体・企業

- ◆ 自転車関係企業
- ◆ 関係府省庁 等

- ◆ 教育関係団体・企業

※事務局：警察庁交通局交通企画課

主な検討内容

○ 自転車の**安全教育ガイドライン**の策定

- ・ 現行の交通安全教育の見直しについて
- ・ ライフステージに応じた効果的な教育内容について
- ・ 各実施主体が行う交通安全教育の好事例等の共有について

○ 都道府県警察による**認定基準**の策定

- ・ 教育内容の平準化と質の担保について
- ・ 実施主体（担い手）の拡充について
- ・ 需要と供給のマッチングの促進について

○ 効果的な広報啓発の手法等

スケジュール

令和6年

【第1回～第3回】

- 現行の交通安全教育に係る整理・検討
- 各構成員の問題意識の共有

令和7年

【第4回～第7回】

- ライフステージ別の交通安全教育ガイドラインに係る検討
- 都道府県警察による認定基準に係る検討
- 効果的な広報啓発の手法等に係る検討

令和8年以降

【第8回】

- ライフステージ別の交通安全教育ガイドラインの策定
- 都道府県警察による認定基準の策定

【令和8年春（改正道路交通法施行）以降】

- 交通安全教育に係る情報共有拠点
- 交通安全教育の運用状況を踏まえたガイドライン等の見直し・改訂

行政財産の有効活用(国の庁舎等を活用したサイクルポートの設置)

行政財産の使用許可

- 庁舎等の行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、使用許可をすることができる
- 令和元年以降、地域社会のニーズへの対応と収益確保の双方の観点から、本制度を行政財産の有効活用の政策ツールとして位置づけ
→ 使用許可期間の柔軟化など制度改正を実施
- これまで、シェアサイクルポートのほか、5G基地局、カーシェアリング、EV用充電器付き駐車場などの事業者に対して使用許可を実施

取組の推進

地域社会のニーズを汲み取り、課題解決にも資するよう、庁舎等を管理する各省各庁とも連携し、各地の行政財産の空きスペースを調査・公表し、地域の活用要望とマッチングを推進



▲公表している空きスペースの一例

国の庁舎等を活用したサイクルポート設置

シェアサイクル事業者等に対する使用許可の実施により、サイクルポート設置を推進(令和6年末時点 21箇所・約200台分)



▲福井春山合同庁舎(北陸財務局)



▲日の出住宅(福岡財務支局)



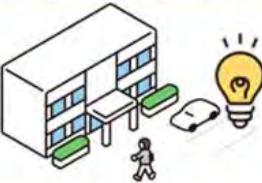
▲熊本地方合同庁舎(九州財務局)

つかう つくる まちの魅力



国の施設の有効活用

実はつかえる！国の施設



あなたのまちにある、国の庁舎や宿舎。

その敷地や建物の空きスペースをつかって、まちの魅力づくりに取り組んでみませんか。

地方公共団体や民間事業者の方々からのご提案を募集しております。

国の施設の活用でまちの魅力をつくる！ つかい方は様々、つくり方も様々。



交通利便性・回遊性の向上



シェアサイクル(福井春山合同庁舎)

福井市は、北陸新幹線福井駅開業に向け、シェアサイクル(ふくチャリ)による二次交通の拡大を進めていました。

ポート設置場所として、駅や繁華街に近い庁舎の敷地をご提案し、まちのにぎわい創出に寄与しています。

[北陸財務局]



地域の方々とともにエコな生活



廃食油回収BOX(熊本合同庁舎)

熊本県は、高純度バイオディーゼル燃料の原料となる廃食油の回収に取り組んでいました。

県からの協力要請を受け、庁舎内のスペースにBOXを設置。回収された80㍑の廃食油から、60㍑の燃料が製造され、その相当量は石川県珠洲市の災害支援で活用されました。

[九州財務局]



地球に優しいライフスタイルを後押し



EV用充電器(福岡地方合同庁舎)

福岡市が目指す環境都市の考え方へ資するものとして、庁舎駐車場にEV用充電器を設置しています。

[福岡財務支局]

つかう つくる まちの魅力



しらべる

まずはホームページで
空きスペースをチェック



きいてみる
各財務局担当者へ
ご相談ください



つかう つくる
まちの魅力づくりが
始まります

Hop!

Step!

Jump!



実際どうなの?
国の施設の有効活用



?
空きスペースの情報はどこで見れますか

具体的な空きスペースの情報は、各財務局のホームページにて公開しております。
地域ごとに分かれておりますので、まずは上記のQRコード読み取り又はWebにて、
財務省のホームページにアクセスください。

?
どのような手続きが必要ですか

まずは各財務局のホームページに記載されているお問い合わせ先にご連絡ください。
具体的なスペースと活用の用途が形になってきた段階で、施設管理者との調整や現地のご案内などを実施させていただきます。
活用にあたっては、公募や申請など行政財産の使用許可に関する手続きが必要となります。

?
使用料はかかりますか、どの程度の金額ですか

施設管理者が、外部有識者の意見価格等を基に予定価格を算定の上、原則公募を経て使用料を決定させていただきます。予定価格の算定方法は、以下の通り規定されております。

使用許可期間 5年以内(原則)

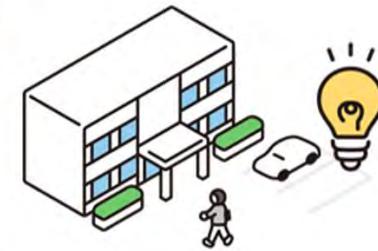
[土地]
対象財産の相続税評価額×期待利回り(*1)×調整率(0.7)
[建物]
1m²当たりの使用料年額(*1)×使用許可面積×調整率(0.7)

*1 使用料は年額を算定し、使用許可期間に応じて日割り計算を行う

*2 近隣の賃貸取引事例や民間業者による意見価格を基に算定

使用許可期間 5年超

[土地・建物]
不動産鑑定士による鑑定評価額



この取組や制度全般に関するお問い合わせはこちら

財務省 理財局 国有財産調整課 総括第1係・第2係
電話番号(代表) 03-3581-4111



- 「Sport in Life」（スポーツが生涯を通じて生活の一部となることで人生や社会が豊かになるというもの）の理念に賛同する民間企業、地方自治体、スポーツ団体、経済団体等で構成する**コンソーシアムを設置**（**加盟団体は4,610団体、うち地方公共団体は130団体**（2025年3月17日時点））。
- スポーツ実施人口の裾野拡大を目的とした**取組モデル創出事業**を実施し、従来のスポーツの枠にとらわれず、新たなアプローチにより、スポーツ実施者の増加に向けたモデルとなる先進事例を形成。令和6年度は**10団体**を採択。
- 従業員に対しスポーツを通じた健康増進の取組を行っている企業等を「**スポーツエールカンパニー**」として認定（令和6年度は**1,498社**を認定）。
- 加盟団体の取組を表彰する「**Sport in Lifeアワード**」を創設。
- スポーツ実施率の向上に向けた**総合研究事業**を実施。

◆スポーツエールカンパニー認定状況（自転車に関連した取組がある団体）：計25団体

団体名：ホダカ株式会社

取組内容：出勤日に社内全体で行う「サイクリングデー」の実施

通勤距離をポイント換算し、直営店で商品交換を可能とする「自転車通勤奨励制度」の導入

従業員の自転車イベント・レース参加費用に対する補助の実施

※その他のスポーツエールカンパニー認定企業・団体

- | | | |
|-------------------|-----------------|-------------------|
| ・株式会社IHIエスキューブ | ・株式会社アスボ | ・一般社団法人みどり福祉会 |
| ・セロトーレ株式会社 | ・株式会社KOMPEITO | ・株式会社福しん |
| ・チームグクル合同会社 | ・社会福祉法人あすなろ会 | ・株式会社アトラボ |
| ・株式会社アンフィニ広島 | ・株式会社インター テック | ・MMカッパープロダクト株式会社 |
| ・エムズスマイル | ・社会保険労務士法人 太田労研 | ・ダイナミックスポーツ医学研究所 |
| ・株式会社6 sechs | ・株式会社 中国銀行 | ・大東コーポレートサービス株式会社 |
| ・トヨタエルアンドエフ東京株式会社 | ・ナスコ株式会社 | ・北王コンサルタント株式会社 |
| ・株式会社 万代 | ・株式会社ユードム | ・株式会社ラフライン |

スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業

令和7年度予算額（案）

167,079千円

（前年度予算額）

178,800千円



事業概要

地域資源とスポーツが融合した観光を楽しむスポーツツーリズムについて、回復基調にある訪日旅行客を主なターゲットとし、引き続き、ニーズに沿った効果的な取組事例の創出、DXを活用したプロモーション等によるスポーツツーリズム・ムーブメントの創出を進める。合わせて、武道を含めたスポーツツーリズムの認知拡大による地方誘客につなげながら、訪日旅行客等のニーズの変化を的確に見極め、地域スポーツ資源を活用した国内外から選ばれるコンテンツの戦略的な創出を図る。

事業内容

事業実施期間

平成29年度～

①スポーツツーリズム・武道等コンテンツ創出事業 0.4億円

○武道をはじめとする地域スポーツ資源を活用したコンテンツの創出をモデル的に支援し、地方部での長期滞在※への貢献等の効果検証等を行う。

※ライブパフォーマンス、検定・資格取得 等

1. 武道ツーリズム

日本発祥の武道と日本特有の資源（ヘリテイジ）等を融合させた稀少性の高い体験コンテンツを創出



2. その他（スノースポーツ・登山・ニュースポーツ等）

日本固有の資源の活用やニーズを掘り起こす、新たな種目を活用したコンテンツを創出

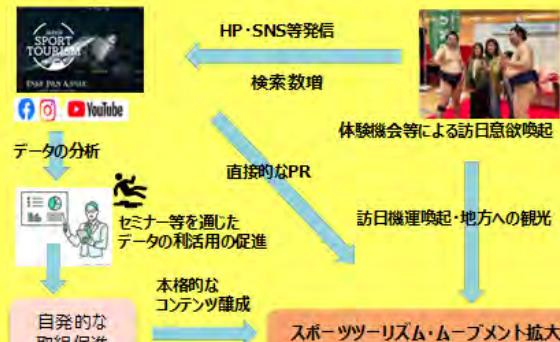


②スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業（拡充） 1.1億円

○ホームページ等を通じたプロモーションや、セミナー等を通じた各地域での自発的なプロモーション活動を促進する。

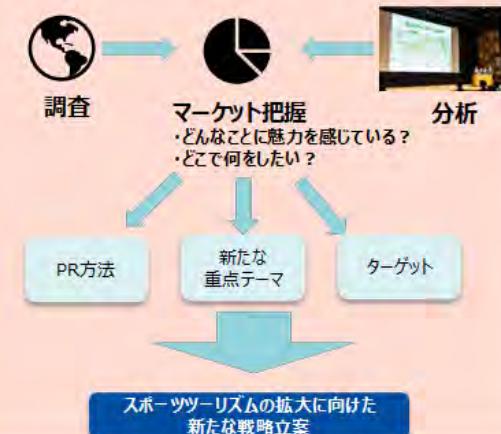
○武道を中心とした体験機会を国内外で創出し、日本ならではのスポーツツーリズムの認知拡大、地方誘客を促進する。

○武道コンテンツ体験時の安全確保手法等の検討など、新規事業者参入に必要な環境整備に取り組む。



③スポーツツーリズム・マーケット調査事業（新規） 0.1億円

○今後のスポーツツーリズムの展開に効果的な「目的」「テーマ」「コンテンツ」等のあり方について、有効性の高い最新データを収集し、訪日旅行客等のニーズを把握・分析する。



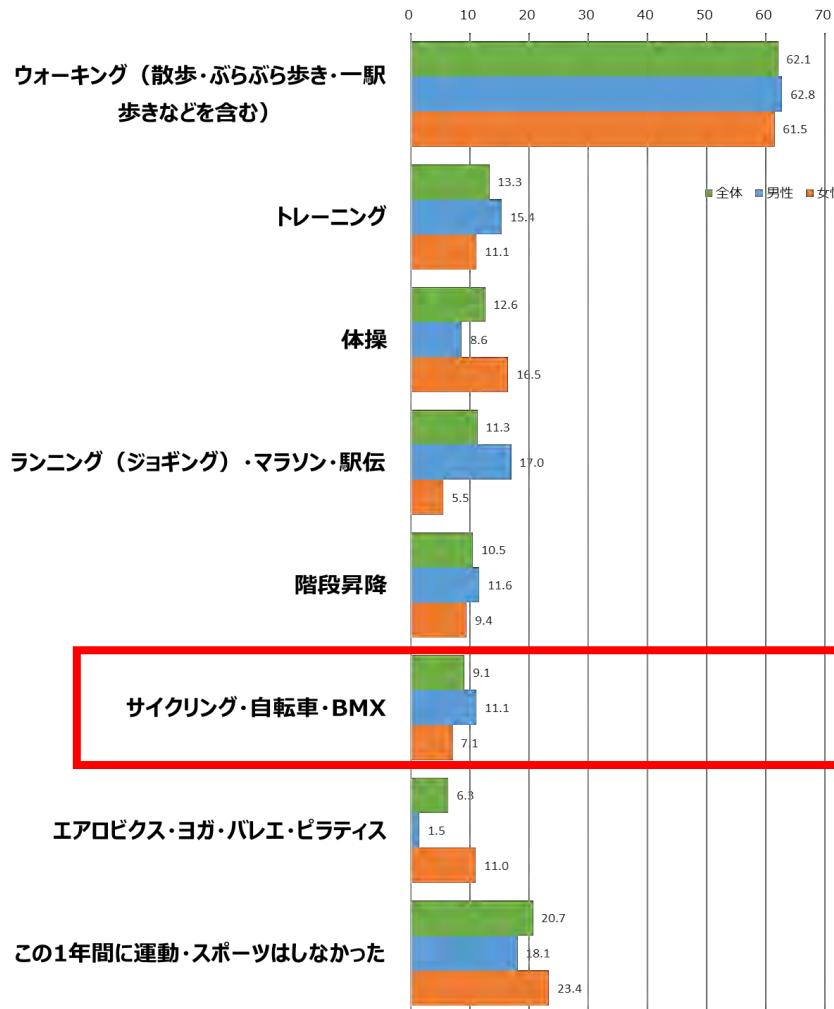
スポーツによる地方創生・まちづくりへ

担当：スポーツ庁参事官（地域振興担当）付

令和6年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」の結果

この1年間実施した種目

この1年間に実施した種目について全体では、「ウォーキング」がトップで、「サイクリング・自転車・BMX」は上位6番目。



今後始めてみたいスポーツ

今後始めてみたいスポーツでは、全体では、「ウォーキング」がトップで、「サイクリング・自転車・BMX」は全体で上位6番目。

男性に関しては、上位4番目。

	全般	男性	女性
1 ウォーキング (散歩・ぶらぶら歩き・一駅歩きなどを含む)	32.2	28.8	35.7
2 トレーニング	11.0	11.8	10.2
3 エアロビクス・ヨガ・バレエ・ピラティス	9.5	2.8	16.1
4 ランニング（ジョギング）・マラソン・駅伝	8.9	11.6	6.2
5 体操	7.8	4.3	11.4
6 サイクリング・自転車・BMX	7.4	9.8	4.9
7 水泳	6.9	7.1	6.6
8 階段昇降	5.9	5.4	6.3
9 登山・トレッキング・トレイルランニング・ロッククライミン	5.7	6.7	4.7
10 アクアエクササイズ・水中ウォーキング	4.2	2.8	5.7
11 キャンプ・オートキャンプ	4.1	5.0	3.2
12 ダンス	3.7	1.9	5.3
13 ハイキング・ワンダーフォーゲル・オリエンテーリング	3.5	3.4	3.7
14 釣り	3.1	4.7	1.6
15 バドミントン	3.0	2.3	3.6
16 ゴルフ（コースでのラウンド）	2.9	4.3	1.5
17 テニス・ソフトテニス	2.8	2.9	2.7
18 スキー	2.8	3.4	2.2
19 ゴルフ（練習場・シミュレーションゴルフ）	2.5	3.5	1.6
20 ボウリング	2.5	2.8	2.2

国民や企業への健康づくりに関する新たなアプローチ

<スマート・ライフ・プロジェクト> 参画団体数 12,202団体 (R7.1.31現在)

- 背景：高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、特定健診等により生活習慣病等を始めとした疾患を予防・早期に発見することで、国民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図り、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することが重要である。
- 目標：「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙」「健診・検診の受診」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体を支援する「スマート・ライフ・プロジェクト」を推進。個人や企業の「健康意識」及び「動機付け」の醸成・向上を図り、社会全体としての国民運動へ発展させる。

<事業イメージ>

厚生労働省



<健康寿命をのばそう！アワードトロフィー>

- 企業・団体・自治体への参画の呼びかけ
- 社員・住民の健康づくりのためのリーフレットやポスターの提供
- 大臣表彰「健康寿命をのばそう！アワード」
- 「健康寿命をのばそう！サロン」による参画団体の交流と好事例の横展開



企業・団体
自治体

- ・メディア
- ・外食産業



- ・フィットネスクラブ
- ・食品会社
- 等



社員・住民の健康づくり、禁煙や受動喫煙防止の呼びかけ、検診・健診促進のためのポスター等による啓発 → 社員・住民の健康意識の向上・促進

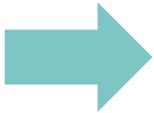
社内啓発や消費者への啓発活動に利用するロゴマークの使用（パンフレットやホームページなど）
→ 企業等の社会貢献と広報効果

社会全体としての国民運動へ

アクティブガイド2023を発出

健康づくりのための身体活動・運動ガイド2023に基づき、成人、高齢者、子どもの対象別に、身体活動・運動の推奨事項を、一般の方にもわかりやすくまとめた「アクティブガイド-健康づくりのための身体活動・運動ガイド2023-（アクティブガイド2023）」を発出した。

（ご参考）アクティブガイド2013



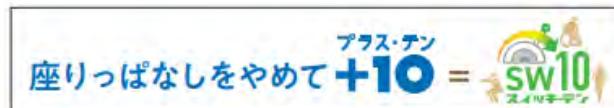
アクティブガイド2023



- 全体1枚
- プラス・テン



- 成人版、高齢者版、子ども版
- スイッチ・テン



安全性の高い自転車の普及の促進①

高い安全性を備えた自転車の普及促進

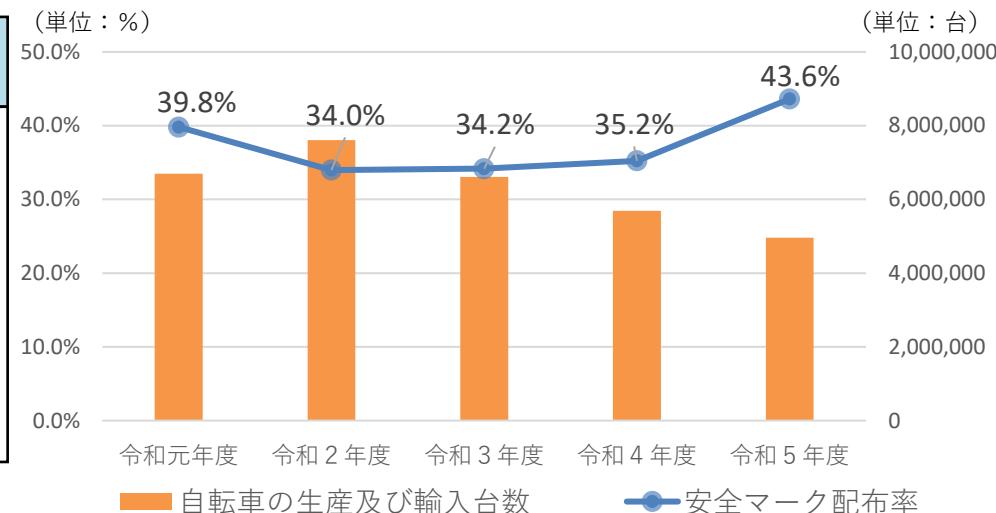
- 自転車が備えるべき安全性に関する品質基準について、国民に分かりやすく示し、高い安全性を備えた自転車の普及を促進する。【実施すべき施策14（目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現）】

(指標) 自転車の安全基準に係るマークの普及率

【指標の定義】国内販売向けに製造・輸入された自転車の合計台数における、自転車の安全基準に係るマーク（BAA、SG、JIS）の合計枚数の割合

【実績値（直近の数値）】 43.6%（令和5年度）

【目標値】 45%（令和7年度）



出典：生産動態統計、貿易統計等より車両室作成

安全性の高い自転車の普及に係る取組の状況

- ISOとの整合化のため自転車に関するJISの主要規格（JIS D 9301など）について改定のための審議を実施。
- 自転車の安全基準に係る各マーク（BAA, JIS, SG）についてそれらの関係性を整理した広報物を関係団体のHPに掲載するなどして消費者に対する情報提供を実施。
- 引き続き、各基準の整合化、消費者への情報提供が行われるよう、関係団体に働きかけを実施。



安全性の高い自転車の普及の促進②

高い安全性を備えた自転車の普及に必要な人材である自転車技士の増加

- 自転車の安全な利用に寄与する人材の知識・技術の向上を促進し、より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の取組を促進する。

【実施すべき施策16 （目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現）】

(指標) 自転車技士の資格取得者数

【指標の定義】自転車の組立等に関する専門的な知識を有する自転車技士の資格取得者数

【実績値】 令和3年度～令和6年度 3,264人

令和3年度 976人	令和4年度 788人
令和5年度 766人	令和6年度 734人

【目標値】 計4,900人（令和3年度～令和7年度）



自転車技士等の自転車安全性に係る人材の知識・技術の向上の促進に係る取組の状況

- 一般財団法人日本車両検査協会が実施する自転車技士試験に対し後援により支援。
- 自転車技士試験については、令和2年度に実施した試験の受験要件の緩和状況を踏まえ、更なる見直しの要否も含めた検討や、実技試験のポイントなど情報提供の充実による技能向上に資する取組等についての検討が行われるよう働きかけを行った。引き続き、自転車技士資格取得者増加のための普及広報に努めるとともに、自転車技士の能力向上と受験者の負担軽減に向けた検討の働きかけを実施する。
- 身体に合った自転車選びをアドバイスする人材（一般社団法人自転車協会のBAAアドバイザー及びSBAA PLUS認定者等）を通じ、消費者に対して適切な自転車の購入を支援することとし、これらの資格試験や、BAAアドバイザー認定者を対象とした、接客的ニック等をテーマとしたWeb講座等の実施などを行った。

一般社団法人自転車協会によるBAAアドバイザー及びSBAA PLUSの資格試験等実績（令和7年1月時点）

BAAアドバイザー認定者 累計2733名、SBAA PLUS資格者 累計 936名

「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)

- 「デコ活」^(※) : 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現に向けた国民の行動変容、ライフスタイル転換のムーブメントを起こすための国民運動。^(※)二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせた新しい言葉
- 2030年代にかけて、生活がより豊かに、より自分らしく快適・健康になり、2030年度温室効果ガス削減目標も同時に達成する、新しい暮らしを提案。デコ活応援団(官民連携協議会)を通じて、国民・消費者の新しい豊かな暮らし創りを強力に後押し。
- 令和6年2月、「くらしの10年ロードマップ」を策定。今後、フォローアップを毎年実施し、必要に応じて取組・対策を強化。

「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後」の絵姿



デコ活応援団（官民連携協議会）

- 協議会会員数：2,196
(企業1,242、自治体333、団体等621)
- 取組、製品・サービス発信：543件
(デジタル63、製品・サービス265、インセンティブ167、地域48)
- 官民連携プロジェクト数：86件

ロゴ・メッセージ



アクション

デコ活アクション まずはここから

- テ 電気も省エネ 断熱住宅
- コ こだわる楽しさ エコグッズ
- カ 感謝の心 食べ残しそれぞれ
- ツ つながるオフィス テレワーク

デコ活宣言

11,994 (組織：2,544、個人：9,450)

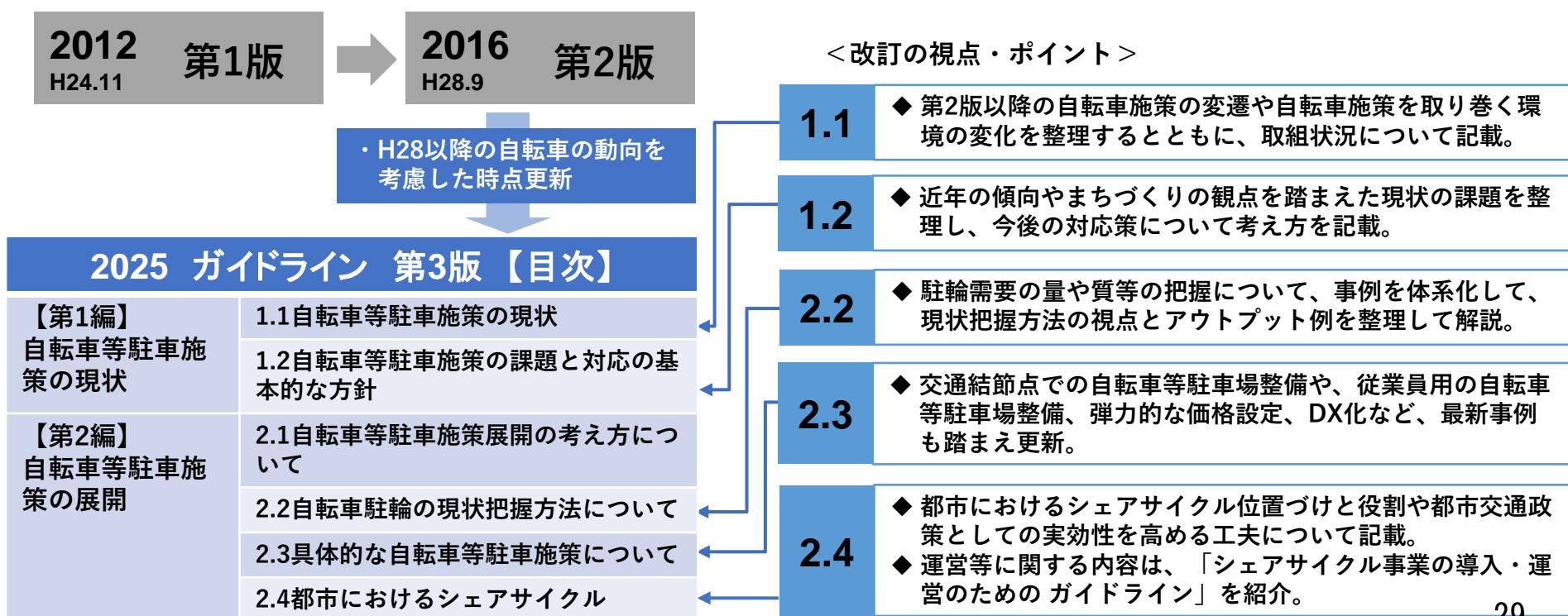
宣言①：製品、サービス、取組展開を通じてデコ活を後押しします！

宣言②：生活・仕事の中で、デコ活を実践します！ (各種数値は令和7年3月5日時点)



- 平成28年5月に公表された本ガイドライン（第2版）以降、翌年の平成29年に「**自転車活用推進法**」が施行され、平成30年に第1次自転車活用推進計画、令和3年には第2次計画が閣議決定されるなど、**自転車に関する政策は大きく変化**。
- 令和2年に発生した新型コロナウイルスのパンデミックにより、リモートワークの普及や新しい生活様式の広がりなど、自転車の利用パターンも変化。
- 令和5年の道路交通法改正による**特定小型原動機付自転車**のカテゴリーの新設による電動キックボードの普及や、令和6年の道路交通法規則改正による**新基準原付**の誕生など、**モビリティが多様化**。
- 本ガイドラインは、このような変化を踏まえ、従来のガイドライン（第2版）に、「コンパクト・プラス・ネットワーク」や「人間中心のウォーカブルなまちづくり」の観点、近年の**モビリティの多様化**等を踏まえた**自転車等駐車場の整備方策**及び**都市におけるシェアサイクルの活用方策**等を追加し、各都市での取組事例を織り交ぜつつ令和6年度末に改訂を予定。

■第3版（案）の概要と主な改訂のポイント



シェアサイクルの取組動向

■全国シェアサイクル会議(R6.10.28)



第15回 全国シェアサイクル会議

全国シェアサイクル会議は、シェアサイクルに取り組む地方公共団体や事業者のみなさまの、経験やノウハウの共有の場として毎年開催しています。

第15回となる今回は、札幌市にて現地開催します。後日、アーカイブ配信も予定しています。

■参加申込み

右記のQRより
お申込みください



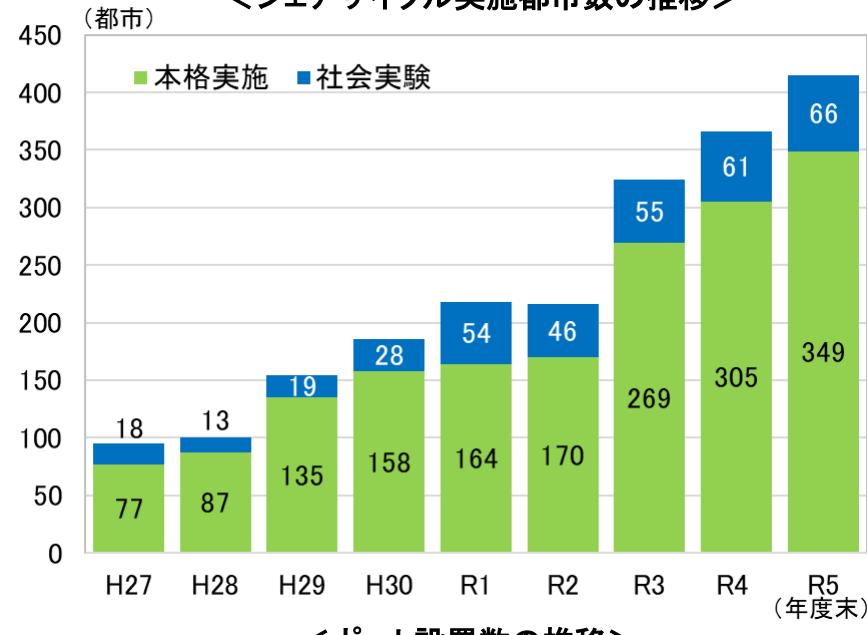
申込みフォームURL
<https://forms.office.com/r/h2EXysjVYF>

ポスターセッション 発表者募集

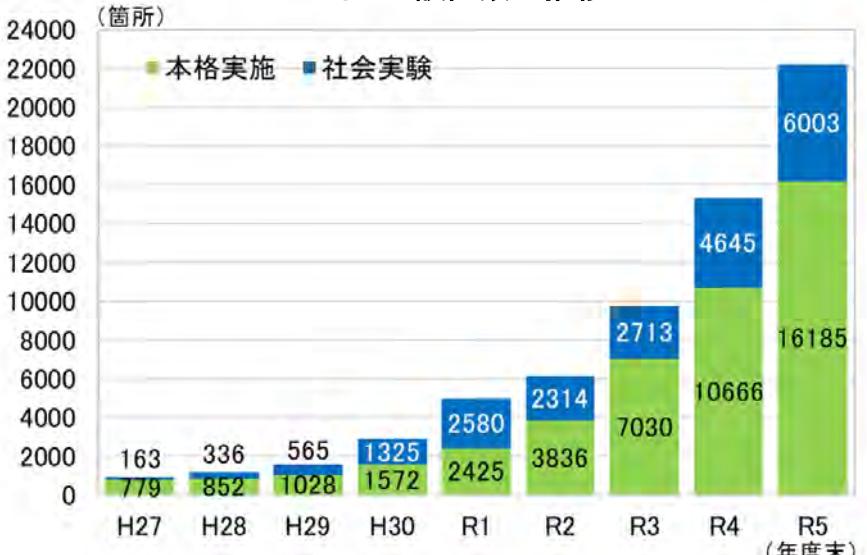
詳しくは裏面をご覧ください。

■問合せ先 | 会議全般に関すること 国土交通省 都市局 街路交通施設課 本田・佐々木 TEL 03-5253-8416
申込みに関すること 公益社団法人 日本交通計画協会 銅崎 TEL 03-3816-1791

<シェアサイクル実施都市数の推移>



<ポート設置数の推移>



※国土交通省アンケートに本格実施、社会実験実施と回答のあった都市および
国土交通省調べにより実施が確認された都市の集計

事業目的・背景・課題

- 2024年の訪日市場は為替の後押し等もあり、過去最高の3500万人・8兆円の達成も視野。他方、政府目標である2030年6000万人・15兆円の達成のためには未だ道半ばであり、一人あたりの消費額も2万円以上の更なる積み増しが必要である等、観光消費額の向上に向け、一層の取組強化が必要。特に我が国は観光コンテンツ等の娯楽サービス費支出が諸外国と比べて低い点が課題。
- このような状況を踏まえ、より効果的に観光消費を拡大し、地域ヘインバウンドの経済効果を波及させる観点から、自然、文化、食、スポーツ等の我が国が誇る地域の観光資源を活用し、より高単価な特別体験商品（プレミアムインバウンドツアー）の造成が急務。『日本でしか経験できない特別な体験』を提供するプレミアムツアーは消費額の向上だけでなく、当該コンテンツ単独でインバウンドの来日意欲を創出する効果も期待。このような地域への経済波及効果の高い観光コンテンツを集中的に造成し、地方創生に繋げる。

事業内容

高単価な特別体験『プレミアムインバウンドツアー』の造成

- より効果的に消費額拡大を図るために、消費意欲が旺盛なインバウンド客をターゲットに、我が国が誇る観光資源を生かした高価格帯商品の造成を集中的に実施。特に貴重な観光資源の特別開放、地域産品や伝統工芸品等のモノ消費と一体となった特別体験、高単価商品の造成による多角化促進等に注力。
- また、地域への経済波及効果の最大化を促進するため、地域調達率の高いコンテンツ造成を支援。

海外情報発信

- 造成したプレミアムツアーを活用した来日意欲の創出のため、訪日イベント等を実施。

事業スキーム

- ・事業形態：間接補助事業（最低事業費1,500万円）
- ・補助額：1,000万円（定額）+250～3,500万円（補助率1/2）
例) 総額1,500万円の場合 1,000万円（定額分）+250万円（1/2補助分）
- ・補助対象：国→民間事業者（事務局）→地方公共団体、DMO、民間事業者等

事業イメージ



＜貴重な観光資源の特別開放＞
通常飲食不可である特別名勝での
茶懐石体験



＜コト消費として消費＞
国指定伝統工芸品「越前和紙」の
グランドマスターとの交流・工房見学



＜高単価商品の造成による多角化＞
大会開催による
選手との特別交流も含む特別観覧席

地域観光魅力向上事業

事業目的・背景・課題

- コロナ禍以降、三大都市圏への需要の偏在が深刻化。2024年は若干改善したが、依然として地方誘客の状況はコロナ前水準に達しておらず、都道府県ごとにも需要の回復に差が生じている状況。インバウンドの地域偏在を解消し、全国津々浦々に観光による経済効果を波及するためには、地域の多様な観光資源を生かした観光コンテンツの造成を更に進め、来訪目的の創出が必要。
- また、個人手配化・オンライン手配化への急激な転換といったコロナ後の状況を踏まえ、観光コンテンツの造成だけでなく、適切な販路開拓や情報発信も含めた総合的な支援が必要。これらの支援を通じて、地方誘客を行う上で来訪の目的の創出を担う重要産業である地域の観光コンテンツ産業の裾野の拡大や活性化に寄与。

事業内容

- 将来に亘って持続的に地方誘客が促進されるよう、まだ観光に未活用な地域資源の活用など、地域資源を活用した収益性が高く独自性・新規性のある観光コンテンツの開発から、適切な販路開拓や情報発信の総合的な支援を行い、中長期に亘って販売可能なビジネスモデルづくりの支援を全国各地で実施。

<支援内容>

- ・観光分野の専門家によるアドバイス等を通じた観光コンテンツの磨き上げや商品化の支援
- ・観光コンテンツの販路開拓のための商談会の開催やOTA掲載等の支援、SNSによる情報発信等の支援

事業イメージ



事業スキーム

- ・事業形態：間接補助事業 400万円まで定額、400万円を超える部分については補助率1/2
(補助上限：1,250万円、最低事業費：600万円)
- ・補助対象：国→民間事業者（事務局）→地方公共団体、DMO、民間事業者等